

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 19 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530728

研究課題名(和文) 犯罪被害者のための総合的支援システムの構築 官民協働体制を旨として

研究課題名(英文) Building the comprehensive support system for crime victims in cooperation with public and private sector

研究代表者

伊藤 富士江 (ITO, Fujie)

上智大学・総合人間科学部・教授

研究者番号：00258328

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：わが国の犯罪被害者等に対する総合的支援策を検討することを目的に、更生保護における犯罪被害者等施策(心情等伝達制度、相談・支援)、民間被害者支援団体の支援活動に焦点を当て、現場担当者および被害当事者を対象に全国調査を実施した。両分野とも現場担当者は他機関等連携の必要性を強く感じており、司法機関のみならず多くの関係機関・団体等と連携している実態が把握できた。被害当事者からは被害後の困難と支援に関する具体的な改善点があげられた。

公的分野が担うべき支援、民間が担える支援について、一定の枠組みをつくり協働体制を促進し、被害者側に「見える形」として提示していくことが必要である

研究成果の概要(英文)：With a focus on examining comprehensive support measures for victims of crime in Japan, this study conducted nation-wide surveys targeting active staff as well as victims themselves. The survey focused on Victims' Feelings Conveyance System for crime victims in offenders rehabilitation and support activities by private victim support organizations. In both sectors, active staff strongly felt the need to cooperate with other relevant organizations. This study revealed the realities of cooperative efforts with not only the judicial organ but also many other relevant organizations and groups. Concrete points for improvement regarding post-incident difficulties and support were raised by the victims themselves.

The study examines the support that must be provided by the private and public sectors and proposes a need to create a unified framework and encourage collaborative, coordinated systems presented in a way that is "visible" to those who are victimized.

研究分野：社会福祉

キーワード：犯罪被害者支援 官民協働 民間被害者支援団体 更生保護 犯罪被害者等施策

1. 研究開始当初の背景

わが国における犯罪被害者（犯罪被害者その家族および遺族を含む、以下被害者と記す）対策を概観すると、国による「補償制度」（犯罪被害者給付制度）が制定されたのは1980年のことで、民間被害者支援団体による支援や被害者の権利擁護も欧米諸国に比べ大幅に遅れていた。1990年代後半以降ようやく刑事手続における被害者への配慮や保護を定めた法律が成立されるようになり、2004年には「犯罪被害者等基本法（以下基本法）」が成立されるに至った。基本法は犯罪被害者の権利利益を保護し推進することを目的とし、長い間見過ごされた存在であった被害者の基本的権利を明記した画期的な内容となっている。2005年には基本法に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定され、基本法実現のため官民挙げての取組が始まった。このようにわが国では急速に被害者のための法制度および支援策が整備されてきたが、短期間における整備だったためにその検証は未だに不十分であり、被害者の多岐にわたるニーズを満たすための総合的支援が実施されるまでには至っていない。また、犯罪被害に関する研究は、法学的立場もしくは被害者の心のケアに焦点を当てた心理的視点からのものが大多数を占め、社会福祉的視点から検討したものは非常に限られている。社会福祉学は「社会生活の維持・向上または社会生活上の諸問題の解決を意図してなされる一連の活動・制度・政策」に関する実践科学であり、被害に遭った人々の社会生活の再構築を支援するうえで欠かせない視点である。アメリカでは被害者支援の研究は社会福祉の視点から蓄積されており、被害者支援を担う専門職としてソーシャルワーカーが位置づけられているが、日本では被害者支援とソーシャルワークを結びつける視点も乏しいのが現状である。

2. 研究の目的

犯罪被害者のための制度・支援を多角的に検証し、新たな支援体制について社会福祉的視点から検討することを目的とし、以下の内容の研究を実施。

- (1) 更生保護における犯罪被害者等施策の現状を検証
- (2) 民間被害者支援団体による支援の現状と課題を多角的に分析・検討
- (3) 修復的司法(Restorative Justice)について理論的・実践的に検討

3. 研究の方法

(1)平成 24 年度

民間被害者支援団体を対象にした国内・海外(イギリス)の訪問調査および修復的司法の実践に関する海外(イギリス)調査の実施。

(2)平成 25 年度

更生保護の犯罪被害者等施策に関する調査およびの全国被害者支援ネットワーク加盟団体への調査の準備。

(3)平成 26 年度

全国の保護観察所の被害者担当者に対する調査の実施。民間被害者支援団体の責任者・直接支援員・相談者（被害者等）に対する調査の実施。

(4)平成 27 年度

調査結果の分析・検討。研究成果の発表、研究成果報告書の作成。

4. 研究成果

犯罪被害者等に対する総合的支援策を検討するため、更生保護における犯罪被害者等施策（心情等伝達制度、相談・支援）、民間被害者支援団体の支援活動に焦点を当て全国調査を実施した。各調査から明らかになった主な点は以下のとおりである。

- (1)心情等伝達制度について、法務省保護局より提供を受けた「被害者等の心情を加害者に対して伝達したケース」92件のデータを分析した。その結果、重大犯罪を含むさまざま

な罪種の被害者等からの申出に応じて、速やかに心情等を聴取し、加害者に伝達している実態が示された。聴取方法、同席者の有無から被害者等への配慮がなされていることもうかがわれた。

(2) 全国の保護観察所に勤務する被害者担当官および被害者担当保護司 174 名を対象に、質問紙調査を実施し、111 名から回答が得られた（回収率 63.8%、有効回答 110 名）。

主な結果：

心情等伝達制度の実施態勢について、担当官と保護司のペアで行われており、担当官は書類作成、主任官等との協議といった主業務を担い、保護司は話しやすい雰囲気づくりなど被害者等の心情面に配慮したサポート役に回っていた。

同制度では二次被害を与えることがないよう、被害者等の個別状況に応じた配慮がなされていた。

同制度の課題としては、被害弁償ニーズを解決できるような法整備を含む新たな仕組みづくり、観察所内の連携等の改善や現場担当者のスキルアップの促進、同制度の周知に向けてのさらなる広報が必要といった点が明らかとなった。

同制度全般について、担当者は被害者支援の点から一定の成果を実感している一方、加害者との接点や更生についてはやや慎重な見方をしていた。同制度が修復的司法の実践につながるためには、同制度の利用結果が加害者処遇にも明確に反映できるようになることがまず必要といった点が示唆された。

相談・支援制度においては、保護観察所は民間被害者支援団体、検察庁、警察、法テラスと連携している実態が把握できた。



更生保護において被害者への配慮は、従来

から矯正施設収容中の者の環境調整、保護観察等で行われてきたが、こうした「被害者への配慮」はあくまで配慮であり、軸足は加害者の更生援助であった。その配慮が被害者等施策によって更生保護における制度として実施されるようになった意義は大きい。調査結果から、現場では被害者等の個別状況に応じた配慮をしながら同制度を実施しており、一定の成果を上げているとみることができる。

加害者処遇と被害者支援の両立は難しいことが指摘されてきたが、加害者処遇を担う機関だからこそ、被害者等の思いを迅速に加害者に伝えることが可能であるともいえる。

ただ、心情等伝達制度について、実施件数は平成 21 年から 25 年まで年間 100 件前後で推移し平成 26 年は 151 件と、それほど多くない。利用できる対象者や期間に限定はあるが公的機関が担う被害者支援として周知を進めること、被害者側にとって利用しやすいものにするのを検討すべきである。

被害者等施策がさらに機能していくためには、前述してきたように、被害者担当部署と加害者処遇部門とのスムーズで密な連携態勢が確保され、被害者施策自体が更生保護官署で重要な位置を占めていくことが必須である。

(3) 民間被害者支援団体による支援の現状と課題については、全国被害者支援ネットワークに加盟する 48 団体（センター）の協力を得て、質問紙調査（A、B、C）を実施した。

調査 A

支援センターの体制、業務内容、今後のあり方等について、各支援センターの代表者・責任者を対象に調査 A を実施。調査の回答は 35 名から得られ、回収率は 72.9%であった。

調査 B

支援センターで直接支援にあっている相談員／支援員を対象に、印象に残ったケースについて、支援内容等に関する調査 B を実施。調査の回答は 86 名から得られ、回収率は 59.7%であった。取り上げられたケースについて、被害内容で多かったのは「殺人・傷害致死」（29 ケース）、「性暴力被害」（24 ケース）、「交通犯罪被害」（17 ケース）であり、この 3 つの被害種別にデータを分析した。

調査 C

支援センターを利用した被害当事者を対象に、相談当初の困難、受けた支援、支援全般の感想等に関する調査 C を実施。調査の協力は 40 名から得られ、回収率は 27.8%であった（有効回答は 39 名）。被害内容については「交通犯罪被害」が 19 名（48.7%）、「殺人・傷害致死」が 13 名（33.3%）、「暴行傷害等被害および強盗・殺人未遂」が計 4 名（10.3%）、「性暴力被害および DV 被害」が計 3 名（7.7%）であった。



調査 A, B を通して、民間被害者支援団体においては情報提供、心理的サポート、公判等付き添い、関係機関の紹介など広範な支援活動が、被害内容に応じてきめ細かく実施されている実態が把握できた。支援計画の作成、チームによる支援、事例検討は大多数の支援センターで実施されており、支援の蓄積がうかがわれた。

ただ、直接支援にあたる職員は常勤がきわめて少なく、「常勤・非常勤とも不足している」という回答が多かった。専門職というよりボランティア中心で直接支援が成り立っているセンターがほとんどであり、専門性の確保とボランティアの活用態勢は今後の課題であろう。また、「センター運営財源の確保」「被害者支援の広報・啓発」を課題とし

て挙げる割合も高く、上記の点とも重なってくるが、民間の団体が抱える問題として認識され改善される必要がある。

調査 C の回答は、同調査の協力を同意した、いわば“選ばれた被害当事者”であり回収率は低かったが、支援センターを利用した側からの貴重な意見と考え丁寧に分析した。「犯罪被害はいきなりあうもので、突然日常をうばわれる。今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、突然右も左もわからない所にぽっと放り出された感じ。そんな時に、手続きのことはこちら、精神ケアはこちら、と信号のように誘導してくれる団体が支援センターだった」という記述は、まさに支援センターの役割を表している。「困っていること全ての支援には行き届かないが、少しは役に立つことがある。そこから自力で解決できることが増えていく」という記述も、被害当事者が持っている力を引き出すという点で、センターによる支援の重要性を示している。

支援センターへの要望として挙げた中では、たとえば「支援スタッフの中で、軸となる人が必要」「支援センターが、何ができるのか、業務内容を明確に伝えてほしい」「支援センターの利用可能な時間を延ばしてほしい」「民事（裁判）のこともアドバイスしてほしい」「被害者のきょうだい児の支援をしてほしい」「遠方の支援センターに出向く負担を減らしてほしい」「地域間でもっと情報共有してほしい」などはすぐにでも改善につなげることができる点であろう。

(4) 官民協働体制に向けて

本研究では被害者支援における官民協働体制を検討するため、更生保護の被害者支援施策と民間被害者支援団体の支援を取り上げた。両分野とも現場担当者は他機関等連携の必要性を強く感じており、司法機関のみならず多くの関係機関・団体等と連携している実態が把握できた。

第 1 次犯罪被害者等基本計画の策定を契機

に、公判・少年審判および更生保護等において被害者等のための新たな制度が導入されてきたが、調査結果から、そうした制度が被害者等のニーズを満たすものとして機能していることがうかがえた。諸制度の利用や促進においても、他機関等連携が必須であり、被害者支援は官民が連携しなくては成り立たない分野となっている。

更生保護における相談・支援の利点としては、「加害者について知り得る保護観察所に相談できるよさ」「裁判後の被害者等の相談窓口としての機能」「どこに相談してよいかわからないときの『窓口』」などが挙げられ、民間被害者支援団体における利点としては「中・長期的な支援ができること」「利便性・融通性」「フラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができること」などが挙げられた。官民協働では双方の利点・強みをまず理解し、補完し合うスタンスが必要である。また、公的分野では担当者の異動に伴い連携が取りづらくなる点が指摘されたが、担当者の異動に左右されない、安定した支援の仕組みづくりも必要である。

公的分野が担うべき支援、民間が担える支援について、一定の枠組みをつくり協働体制を促進し、被害者側に「見える形」として提示していくことが望まれる。

(5) 今後の課題

「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの」(調査C・被害当事者の記述)は、被害者等の置かれる現況を端的に表している。

犯罪被害は、自然災害の被災などと異なり、司法手続きに関わらなければならない場合が多く、被害者のニーズは多岐にわたり複雑化しやすい。また社会的孤立にも追い込まれやすい。被害直後から適切な情報や心理的サポート、アセスメントに基づく見通しと支援

が提供されることで、生活の立て直しに結びつくケースは多いのではないだろうか。被害者支援の質を上げ、被害者等が抱える複合的生活課題に対応するためには、社会福祉的視点に立った支援モデル ケアマネジメント・モデルの適用も検討される必要がある。

研究上の課題としては、被害者支援を担う機関・団体についての定期的な調査、被害者等を対象にした支援の評価に関する調査を挙げたい。とくに被害当事者からの評価は、支援全般を点検し改善していくためには不可欠である。

また、本研究では修復的司法に関して当初計画していた調査まで至らなかった。支援センターを利用した被害者等から加害者への対応に対する具体的支援を求める声も挙がっており、被害者支援の層を厚くするという観点からも修復的司法の実践に関する検討を続けていきたいと考えている。

2016(平成28)年4月から2020(平成32)年度末までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が始まるところであり、上述したような支援モデルに基づく中・長期的支援の充実に向けて、さらに研究を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

(1)伊藤 富士江(2016)「更生保護における犯罪被害者等施策・心情等伝達制度の現状と課題 全国の被害者担当官・被害者担当保護司を対象にした調査をもとに」『被害者学研究』26号,53-68.(査読有)

(2)伊藤 富士江(2015)「修復的司法/正義(Restorative Justice)」とその実践[1] ソーシャルワークの視点から考える」『ソーシャルワーク研究』第41号,51-57.(査読無)

(3)伊藤 富士江・中村秀郷(2015)「更生保護における犯罪被害者等施策の現状と課題 心情等伝達制度の全国の実施状況の分析を中心に」『上智大学社会福祉研究』39号,1-16.(査読無)

(4) Fujie ITO, Ryoko ISHII-TAKIGUCHI (2013), The Current Status and Issues in

Crime Victim Support in Japan, 『上智大学
社会福祉研究』37号, 31-41.(査読無)

〔学会発表〕(計5件)

(1)伊藤 富士江, 大原 天青「犯罪被害者支援における民間支援団体の役割 - 全国の民間被害者支援団体を対象にした調査をもとに - 」日本社会福祉学会第63回秋季大会口頭発表, 2015年9月20日 久留米大学(福岡県久留米市)

(2)伊藤 富士江, 「わが国の被害者支援はどこまで進んでいるか 全国の民間被害者支援団体に対する調査結果をもとに 」日本司法福祉学会第16回全国大会自由研究報告, 2015年8月9日 早稲田大学(東京都新宿区)

(3)伊藤 富士江, 「更生保護における犯罪被害者等施策 『心情等伝達制度』の実施状況と課題」日本被害者学会第26回学術大会個別報告, 2015年6月13日 中央大学(東京都千代田区)

(4)伊藤富士江, 「更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況と課題 全国の保護観察所を対象にした調査をもとに 」日本社会福祉学会第62回秋季大会口頭発表, 2014年11月30日 早稲田大学(東京都新宿区)

(5)伊藤 富士江, 「犯罪被害者支援とソーシャルワーク 民間被害者支援団体における活動を中心に 」日本ソーシャルワーク学会第30回大会自由研究報告, 2013年6月30日 仙台白百合女子大学(宮城県仙台市)

〔図書〕(計2件)

(1)伊藤 富士江(2016) 『平成24~27年度科学研究費助成事業 基盤研究(C)研究成果報告書 犯罪被害者支援のための総合的支援システムの構築 官民の協働体制を目指して』リプラス 186ページ

(2)伊藤 富士江編著(2015) 『司法福祉入門 第2版(増補) 非行・犯罪への対応と被害者支援』上智大学出版 385ページ

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊藤 富士江 (ITO, Fujie)
上智大学・総合人間科学部・教授
研究者番号: 00258328

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4) 研究協力者

(所属は平成28年3月末時点)

石井 涼子 (ISHII, Ryoko) (公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害者直接支援員)

大原 天青 (OHARA, Takaharu) (国立武蔵野学院 厚生労働技官)

木村 夏海 (KIMURA, Natsumi) (公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員)

児玉 美由紀 (KODAMA, Miyuki) (公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員)

中村 秀郷 (NAKAMURA, Hidesato) (名古屋保護観察所 保護観察官)

成田 正代 (NARITA, Masayo) (日本司法支援センター 職員)

森田 茂敬 (MORITA, Shigeyuki) (嘉悦大学 非常勤講師)